

長野県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

牛牧(3)、牛牧(2)、牛牧(1)、大島山(4)、大島山5、大島山(3)、大島山6、大島山(2)、大島山(1)、大島山7、大島山8、大島山9、出原、山吹4、山吹5、山吹6、山吹(2)、山吹(1)、越田2、越田1、新田、越田3、越田4、駒場1、駒場2ア、駒場2イ、駒場3、駒場南1、駒場1、駒場北1、新田1ア、新田1イ、小沼1、馬根垣外1、馬根垣外2ア、馬根垣外2イ、竜ノロア、竜ノロイ、小沼5、小沼6、小沼2、小沼3ア、小沼3イ、小沼7、小沼8ア、小沼8イ、小沼9、上平、駒場北2、駒場南2、駒場南ア、駒場南イ、駒場南ウ、中島、下町、下平北1、下平北2、下平北3、下平南1、下平南2、下平南3、胡麻目1、胡麻目2、胡麻目3、胡麻目5、胡麻目6、袋ヶ沢1、袋ヶ沢2、袋ヶ沢3、袋ヶ沢4、清東1、清東2、清東3、清東4、清東5、清東6、番匠田、日陰、小原1、小原2、北原、唐沢北1、唐沢北2、唐沢南、羽根1、羽根2、角田原、市場1、市場3、市場4、市場2、市場5、下市田洞1、下市田洞2、中谷1、下市田1、下市田2、下市田3、荒神前1、荒神前2、下市田金部、中谷2、中谷3、中谷4、下市田洞3、牛牧5、牛牧7、牛牧8、牛牧9ア、牛牧9イ、牛牧10及び牛牧(4)

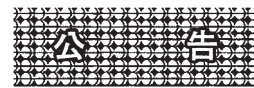
2 指定の区域

下伊那郡高森町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画地区計画 広丘駅東第二地区地区計画

2 縦覧場所

長野県企画局土地・景観課及び塩尻市役所

土地・景観課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯伊圏域障害者総合支援センター

3 代表者の氏名

藤本 勝

4 主たる事務所の所在地

飯田市上郷黒田341番地

5 定款に記載された目的

この法人は、飯田・下伊那地域の身体、知的、精神及び発達障害（児）者が、それぞれの地域で安心して生活できるようにするため、当該障害者及びその関係者に対する相談支援事業、並びに地域活動支援センターの設置運営事業を行うことを以って、障害者の福祉の向上に寄与する事を目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成19年1月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人白馬を世界遺産にさせる会
- 3 代表者の氏名  
海老原 吉 信
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県北安曇郡白馬村大字北城6376番
- 5 定款に記載された目的  
この法人は「白馬に在住する人」に対して、「白馬を世界遺産にさせるべく啓蒙、普及」に関する事業を行い、「自然環境の保護及び信州文化の保存及び回復」に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ライフサポートサービス
- 3 代表者の氏名  
大 嶋 巖
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県上田市大屋229番地
- 5 定款に記載された目的  
当法人は、援助が必要な県民（高齢者・障害者・歩行困難者・故人など）の移動の支援をはかり、そのための社会的な環境を整備します。  
そして以上の活動を通じてすべての人々の移動が自由に行えるようにし、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進を目的とすると共に、高額な支出や決まった形式に余儀なくされているものを各時代の経済状況や各個人の価値観、意識に合わせた新たな形式を、受け入れることができる街づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリホームセンター東部店 資材館  
東御市祢津字砂田1128-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社コメリ  
新潟県新潟市清水4501-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所  
株式会社コメリ  
新潟県新潟市清水4501-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年9月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,065平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数     | 91台       |
| (2) 駐輪場の収容台数     | 20台       |
| (3) 荷さばき施設の面積    | 232平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 16立方メートル  |
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- |                                   |                        |
|-----------------------------------|------------------------|
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前7時<br>閉店時刻 午後9時 |
| (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯          | 午前6時30分から午後9時30分まで     |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数                 | 4か所                    |
| (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯    | 午前6時から午後9時まで           |
- 8 届出年月日  
平成18年12月27日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策課又は上小地方事務所産業労働課
- 10 縦覧の期間  
平成19年1月18日から平成19年5月18日まで
- 11 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策課又は上小地方事務所産業労働課

産業政策課

### 公告

平成19年1月11日、北佐久郡北御牧村八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年1月18日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

## 公告

平成19年1月11日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

上田市における県営幸村の郷地区早稲田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年11月1日行いました。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

## 公告

茅野市における県営芹ヶ沢地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

- 縦覧に供する書類  
県営芹ヶ沢地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成19年1月19日から2月16日まで
- 縦覧の場所  
茅野市役所

農地整備課

## 公告

県営駒ヶ根竜東地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年1月18日

長野県知事 村井 仁

- 土地改良事業の名称  
県営中山間総合整備事業
- 工事の着手年月日  
平成11年10月1日

3 工事の完了年月日

平成18年12月27日

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年1月18日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 (1) 許可番号 平成18年12月15日  
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-17号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字川田原1009-1、1009-5、1009-6
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県柏市中央町5-16  
有限会社信光不動産 代表取締役 金井 光生
- 2 (1) 許可番号 平成18年12月27日  
長野県佐久地方事務所指令18佐地政第18-18号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字下季久保1328-9、1328-11、1328-23、1328-24、字一ノ沢1330-19、字長尾1372-2、1372-646、1372-647、1372-1092
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都渋谷区恵比寿南1-4-2  
株式会社アローリゾートコーポレーション  
代表取締役 當山 昭

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年1月18日

長野県長野地方事務所長 片山 昌男

- 1 許可番号 平成18年12月18日  
長野県指令18建第6-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上高井郡小布施町大字大島字北町屋敷34
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市稲葉2621-1 グランドハイツ宮島B-223  
菅原 薫

建築管理課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年1月18日

長野県警察本部長 石井隆之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ641台及び周辺機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成18年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 東日本電信電話株式会社長野支店  
(2) 所在地 長野市新田町1137-5
- 5 落札金額  
1月分賃借額 1,593,732円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成18年11月13日

情報管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月18日

長野県中野実業高等学校長 青山訓康

- 1 入札に付する事項  
(1) 借入をする物品等及び数量  
パーソナルコンピュータ21台及び付属機器一式  
(2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。  
(3) 借入期間  
平成19年3月1日から平成25年2月28日まで  
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約  
(4) 借入場所  
長野県中野実業高等学校  
(5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。  
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。  
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59

年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書と仕様書の交付期間及び交付場所並びに契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間  
平成19年1月18日から1月24日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで  
(2) 入札説明書と仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
中野市三好町2丁目1番53号  
長野県中野実業高等学校  
電話 0269(22)2141
- 4 入札手続等  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年1月31日 午前10時  
イ 場所 長野県中野実業高等学校 会議室  
(3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。  
(4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年1月26日(金)午後3時までに提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課